

## 平成 31・32 年度 加茂市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

平成 31・32 年度において、加茂市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の指名入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

### 1. 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとに「資格審査申請することができる者」の欄に掲げる方です。

### 2. 参加資格の有効期間

平成 31 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までです。

### 3. 申請書類および添付書類

◎：必ず提出してください。

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書類および添付書類 ※1		県内 業者	県外 業者
①建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書	【第1号様式】	◎	◎
②委任状 ※2		△	△
③入札参加希望業種（部門）一覧	【第2号様式】	◎	◎
④入札参加希望業種（部門）実績	【第3号様式】	◎	◎
⑤営業所一覧表	【第4号様式】	◎	◎
⑥技術職員調書	【第5号様式】	◎	◎
⑦技術職員経歴書	【第6号様式】	◎	◎
⑧納税証明書 ※3		◎	◎
⑨登録を受けていることを証する書面 ※4		△	△
⑩営業実績があることを証する書面 ※5		△	△

※1：県内業者とは、主たる営業所が新潟県内に所在する方をいい、県外業者は県内業者以外の方をいいます。

※2：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

※3：加茂市の市税の納税義務がある方は市税の納税証明書（未納税額のないことの証明）を提出し、加茂市の市税の納税義務がない方は、法人税又は所得税の納税証明書「原本の複写可」を提出してください。

※4：次の業務を希望する場合に提出すること。

業 種	提出書類
建設コンサルタント業務 地質調査業務 コンサルタント業務	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出する。 （申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出すること。）
測量業務	登録証明書の写し
建築設計業務（一級建築設計）	一級建築士事務所の登録証明書の写し
建築設計業務（建築設備設計）	建築設備士の登録証明書の写し
土地家屋調査業務 不動産鑑定評価業務 計量証明業務	それぞれの登録証明書等の写し

※5：建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設備設計業務のうち登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する方、及び調査・試験業務、その他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。  
契約書記載の契約名等からは業務内容が明確ではない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。

#### 4. 受付期間

平成31年2月1日（金）から平成31年2月28日（木）まで。

ただし、市内に本店または営業所等がある場合は持参すること。それ以外は郵送可とする。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

#### 5. 提出先

〒959-1392

新潟県加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市役所総務課管財係

電話：0256-52-0080（内線324、330）

※郵送の場合は、平成31年2月28日の消印有効です。

#### 6. 提出部数

申請書は【①から⑩の番号順】にA4版のフラットファイル（長辺とじ）に綴じて背表紙に社名を記入し 1部 提出してください。

## 7. その他

申請書の受領書または受付印が必要な場合は、郵送時に返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印し返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印し渡します。

なお、この受付印は受領したことのみに表すもので、内容審査が正しいことを表すものではありません。

## 別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に關する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者